

令和 8 年 第 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和8年第2回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和8年2月9日（月） 午前10時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
委 員 高 橋 太 朗 君
教 育 長 職 務 代 理 者 高 酒 井 康 生 君
委 員 飯 田 ひ と み 君
委 員 荒 木 友 博 君
委 員 桑 野 啓 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 久 下 和 宏 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長 今 中 美 穂 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長 浅 井 文 彦 君
子 ども 未 来 創 造 局 副 部 長 三 島 新 平 君
子 ども 未 来 創 造 局 学 校 教 育 監 高 取 貞 光 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 濱 口 悟 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 山 田 睦 美 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 山 根 貴 之 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 遠 近 高 明 君
教 育 政 策 室 長 渡 邊 弘 君
教 職 員 人 事 室 長 北 川 雅 崇 君
学 校 生 活 支 援 室 長 宇 根 彩 美 君

学 校 教 育 室 長	新 井 邦 子 君
児 童 生 徒 指 導 室 長	赤 城 龍 一 君
学 校 施 設 管 理 室 長	中 野 恵 太 君
学 校 給 食 室 長	白 井 晃 世 君
子 育 て 支 援 室 長	吉 田 将 康 君
保 育 幼 稚 園 総 務 室 長	長 與 恵 美 君
保 育 ・ 幼 児 教 育 セ ン タ ー 長	大 上 和 代 君
保 育 幼 稚 園 利 用 室 長	森 川 祥 充 君
子 ども す こ や か 室 長	川 口 敦 子 君
文 化 国 際 室 長	小 木 曾 充 浩 君
保 健 ス ポ ー ツ 室 長	徳 留 圭 吾 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 長 補 佐	伊 東 真 志 君
教 育 政 策 室	黒 川 亜 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件
- 日程第 4 箕面市子ども・子育て支援条例改正の件
- 日程第 5 箕面市立幼保連携型認定こども園条例改正の件
- 日程第 6 箕面市生涯学習審議会条例改正の件
- 日程第 7 箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例改正の件
- 日程第 8 箕面市就学援助規則改正の件
- 日程第 9 箕面市就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市支援教育就学奨励費給付要綱改正の件
- 日程第 11 箕面市立学校の就学校の指定変更及び区域外就学に関する要綱改正の件
- 日程第 12 箕面市保育の利用に関する規則改正の件
- 日程第 13 箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 14 社会教育法第八条の二の規定に基づき教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則制定の件に係る意見の件
- 日程第 15 箕面市教育委員会の所管に係る令和 8 年度箕面市一般会計当初予算の件
- 日程第 16 箕面市いじめ等調整委員会委員任命の件
- 日程第 17 箕面市立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件
- 日程第 18 箕面市立保育所の保育所内科医及び保育所歯科医委嘱の件
- 日程第 19 箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医委嘱の件
- 日程第 20 箕面市立児童発達支援センター診療所の診療所嘱託医委嘱の件
- 日程第 21 箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー及び保育・幼児教育サポーター任命の件
- 日程第 22 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 23 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 24 箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 日程第 25 箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件

(午前 10 時開会)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今から、令和 8 年第 2 回箕面市教育委員会定例会

を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

- 教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、桑野委員を指定いたします。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず初めに、昨日から雪が降っていますが、今朝の交通状況を見ますと、阪急バスが止まる等しており、教員が出務できていない等の影響が出ていますが、学校で柔軟に対応しておりますので、その辺りについて状況報告をお願いいたします。
- 子ども未来創造局学校教育監：本日、積雪や凍結ということで、現在校区によって対応しているところです。一中校区、三中校区及び五中校区は通常どおり対応していますが、二中校区は少し時間を遅らせて9時に開始しています。また、四中校区、六中校区及び止々呂美では3時間目から、彩都は2時間目から登校するということになっております。
- 教育長（藤迫稔君）：給食の食材等が入るのかと気にしていましたが、特に問題なく給食は実施できるということです。後は、道路や学校の施設で滑って転倒したりしてけが人が出ないように、学校で注意していきたいと思えます。
- 教育長（藤迫稔君）：教育長報告に戻ります。まず、教育委員会委員関係ですが、1月23日にいじめ防止授業の見学がありました。前回の箕面小学校に続いて、スクールロイヤーが中小学校で行った授業を視察いただきました。また、1月28日には、みのおライフプラザにおいて4か月児健診でのブックスタートの様子を視察いただきました。私も行きましたが、お子さんはおそらく物語が分かるわけではないのですけれども、ボランティアのかたが読んでくださっているところをじっと見ているよ。ストーリーは分かっていないにしても、何か感じるものがあるというところが、スタートの段階では大事なのかなと思えました。各教育委員さんもいろいろご質問をされておられましたが、そのお話の中でよいと思ったことは、これを始めるときだけではなく、その後もロードマップを引いて、「この時点ではこういう絵本がよいのではないか」、「この時点ではこうしたほうがよいのではないか」というようなことを示してあげるといふご意見で、これも1つの策なので、また検討していきたいと思えます。次に、2月3日に令和7年度大阪府適正就学委員会がありました。私は大阪府都市教育長協議会の委員として参加していますが、どこも共通の課題として捉えていることは、1つはフリースクールに行っている子どもたちの対応です。一昔前みたいに「一条校以外は絶対だめだ」、「そういうところに行っている子は一条校に戻らないとだめだ」という一択の政策ではなく、今、文科省も示していますけれども、「子どもたちの成長を長いスパンで見ると、一定の義務

教育のときに一条校に戻るだけではなく、その子にとって他に居場所があるのであればそれでよいのではないか」、「ただし、学校教育は非常に大事なので、場合によって一条校に戻るときには、スムーズに戻れるように連携を取りなさい」ということになっています。そのようなことをフリースクール側に言っているのかというところが、皆さんの意見です。教育委員会側や学校側は理解していますが、フリースクール側も同じように、「子どもたちはこういうことで居場所として来ているけれども、やはり学校との連携を密にしなければならないのだ」という意識があるのかないのかというところが少し疑問であるという意見がありました。もう1つは、外国籍の児童が非常に増えているということです。特に南の方は非常に増えているので、パッチワークみたいに増えたから何かというのではなく、もう少しどうしていくのかということの中長期のスパンで捉えていかないと、なかなか適切に対応できないのではないかと議論がありました。最後に、行事報告ですが、1点お話ししたいこととして、第11回箕面市イングリッシュエクスペリメンテーションコンテストが開催されました。毎年参加していますけれども、回を重ねるごとに非常に素晴らしくなっており、また、子どもたちの表情やアクションも非常に素晴らしいと思っています。来年度からは、箕面文化芸能劇場の小ホールで行われますので、また違うステージに入るのかなと思っています。以上、教育長報告とさせていただきます。

- 教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第24、報告第6号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、日程第25号、議案第26号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。
- 教育長（藤迫稔君）： まず、日程第3、議案第7号「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校施設管理室長に求めます。
- 子ども未来創造局学校施設管理室長： 本件は、教育委員会が認定したみのお地域クラブ活動を実施するみのお地域クラブが市立学校の屋内運動場等設備を使用できるようにするため、市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部改正について箕面市長に要請することをご提案するものです。主な内容としては、みのお地域クラブは、営利、非営利を問わず認定されるため、本条例による改正後の第3条第1号の営利を目的とした利用を許可しない規定に、営

利を目的とするみのお地域クラブが使用する場合の例外規定を追加し、併せて文言等を整理するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 今、説明にありましたように、営利、非営利ということで、学校施設開放は営利を認めていませんが、この部活動につきましては、かなり厳しい認定要件を設けていますので、営利か非営利かということで線を引くのではなく、厳しい認定要件をクリアしているのか、していないのかということで、クリアしているところについては使用してよいのではないかと、ところが基本的な改正の理由ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第7号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第4、議案第8号「箕面市子ども・子育て支援条例改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項及び第3項の規定に基づき、本市が乳児等通園支援事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるため、箕面市子ども・子育て支援条例の一部改正を箕面市長に要請するものです。主な内容としては、国が定めた「乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に基づき、事業の実施施設が備えるべき基準について規定するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： こども誰でも通園制度を実施するに当たって、諸々の基準を整備するということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第8号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第5、議案第9号「箕面市立幼保連携型認定こども園条例改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、公立幼稚園及び保育所の再編に伴い、箕面市立せいなんこども園及び箕面市立とよかわこども園の位置及

び施行期日を変更するため、箕面市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正を箕面市長に要請するものです。具体的には、箕面市立せいなんこども園の位置を現市立桜ヶ丘保育所の位置に、箕面市立とよかわこども園の位置を現市立東保育所の位置にそれぞれ変更するとともに、箕面市立とよかわこども園に係る規定の施行日を令和10年4月1日とするものです。

- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： この件については、これまで何度か議論させていただきましたので、この条例に沿って進めさせていただきます。議案と直接関係はありませんが、次の課題として、幼稚園が保育所側に行きますので、その幼稚園跡、具体的にはとよかわみなみ幼稚園跡とせいなん幼稚園跡をどうしていくのかというのは、別の意味で新たな課題になりますので、また皆さんとご意見を交わしながら検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第9号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第6、議案第10号「箕面市生涯学習審議会条例改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。
- 子ども未来創造局文化国際室長： 本件は、箕面市生涯学習審議会に箕面市社会教育委員の役割を統合し、生涯学習の一層の推進及び事務の効率化を図るため、箕面市生涯学習審議会条例の一部改正を箕面市長に要請するものです。具体的には、社会教育法に定められている社会教育委員の職務等を条例の第2条に新たに加えるほか、審議会の委員の構成について、従来の社会教育委員の構成を取り入れるため「社会教育関係団体の関係者」を「家庭教育の向上に資する活動を行う者」に変更するとともに、定員を14名に変更するものです。また、市長からの諮問に加えて教育委員会からも諮問できるようにするほか、委員の委嘱に関しては教育委員会の意見を聴くようにする等、引き続き、教育委員会として所管する社会教育に関する分野について関与できるようにするものです。なお、附則におきまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、社会教育委員の統合により、同条例の廃止と報酬に関する条例の一部改正をしようとするものです。
- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： これも既に議論させていただきましたが、生涯学習部門を市長部局に移管するに当たっての整理事項です。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 10 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 7、議案第 11 号「箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長： 本件は、箕面市立第二総合運動場の市民温水プールの位置を規定するため、箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例の一部改正を箕面市長に要請するものです。具体的には、現在の改正条例中市民プールの項に規定されている位置「箕面市粟生外院一丁目 1 番」を、「箕面市粟生外院一丁目 1 番 1 号」に改めようとするものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 議案に直接関係はありませんが、工事が順調かどうか、現在の進捗状況を報告できますか。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長： 市民温水プールの工事の進捗状況ですが、令和 7 年の 10 月末頃から着工し、現在のところ、当初に設定したマスタースケジュールのとおり、ほぼ寸分の違いもなく、遅滞なく進行をしております。また、年明けの頃から上物の鉄骨を建て始めていまして、現在は足場で囲われている状態なので中身までは外から見えない状態ではありますが、特に遅れについての工事業者からの報告はございません。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 11 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 8、議案第 12 号「箕面市就学援助規則改正の件」、日程第 9、議案第 13 号「箕面市就学援助費給付要綱改正の件」、日程第 10、議案第 14 号「箕面市支援教育就学奨励費給付要綱改正の件」、日程第 11、議案第 15 号「箕面市立学校の就学校の指定変更及び区域外就学に関する要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することとしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく情報システムの標準化・共通化への対応により、対象事業のシステム更新に伴う整理のため、箕面市就学援助規則等の一部改正をご提案するものです。主な内容としては、就学援助システム及び学齢簿システムから発出する様式等を国の示す標準仕様に改めるものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号及び議案第 15 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 12、議案第 16 号「箕面市保育の利用に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、令和 8 年度から乳児等通園支援事業を開始するに当たり、認定申請等について新たに定めるため、箕面市保育の利用に関する規則の改正をご提案するものです。具体的には、乳児等通園支援事業の給付認定に係る申請及び変更並びに支給認定証の様式の計 3 様式を新たに定めます。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 16 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 13、議案第 17 号「箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援室長： 本件は、国の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、箕面市一時預かり事業補助金交付要綱の一部改正をご提案するものです。具体的には、第 4 条の別表のうち、運営費について、年間延べ利用児童数に応じた補助基準額を国の改定額と同額とする内容となっております。なお、附則におきまして、要綱は訓令の日から施行し、改正後の本要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 17 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 14、議案第 18 号「社会教育法第八条の二の規定に基づき教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則制定の件に係る意見の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、社会教育法第八条の二の規定に基づき、教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則の制定について、令和 8 年 1 月 30 日付けで箕面市長から意見の提出の依頼があったため、ご提案するものです。社会教育法第八条の二の規定に基づき教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則を制定する議案について、異議がない旨の意見とするものです。同規則の内容は、図書館、郷土資料館、萱野三平記念館涓泉亭、総合運動場、箕面文化・交流センター及び生涯学習センターの設置及び廃止に関する事務並びにこれらの機関の管理に関する事務のうち、新たに開始し、又は終了することにより教育活動の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるものを管理し、及び執行するに当たっては、教育委員会の意見を聴かなければならないとするものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 18 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 15、議案第 19 号「箕面市教育委員会の所管に係る令和 8 年度箕面市一般会計当初予算の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和 8 年度に予定している教育施策及び各種事務事業を実施するに当たり、令和 8 年度箕面市一般会計予算の箕面市長への要請をご提案するものです。まず、歳入につきましては、令和 8 年度の教育委員会事務局の当初予算額は、156 億 8,729 万 7 千円で、前年度と比較して、8 億 6,949 万 1 千円、5.9%の増加です。次に、歳出につきましては、令和 8 年度の当初予算額は、全体で 255 億 46 万 1 千円で、前年度と比較して、40 億 4,836 万 1 千円、18.9%の増加です。なお、人件費を除きますと、223 億 3,267 万 5 千円で、前年度と比較して、11 億 2,019 万 1 千円、5.3%の増加です。そ

の内訳としまして、学校教育関係では、74億2,619万8千円、前年度と比較して、19億338万4千円、34.5%の増加、子育て関係では、137億6,264万4千円、前年度と比較して、1億6,808万3千円、1.2%の減少、生涯学習関係では、11億4,383万3千円、前年度と比較して、6億1,511万円、35.0%の減少です。次に、各分野ごとの主な増減内容につきましてご説明いたします。まず学校教育関係です。学校教育室におきましては、当初予算額16億735万3千円、前年度と比較して、5億2,694万9千円、48.8%の増加ですが、これは、児童生徒一人一台タブレット端末に「AI英語学習教材」を導入し、個別最適化な学習環境を整備する英語教育強化事業の拡充や、令和7年度に市立小学校のうち7校で行っていた水泳授業の民間委託を全校で行うため水泳指導業務委託事業を拡充することになったこと等によるものです。児童生徒指導室におきましては、当初予算額2億7,696万9千円、前年度と比較して、1億1,818万9千円、74.4%の増加ですが、これは、令和9年度の中学校3年生、小中一貫校9年生が部活動を引退するタイミングで、箕面市全体として部活動を終了し、みのお地域クラブ活動に転換を行うに際し、保護者に対する地域クラブ会費支援やみのお地域クラブ創設支援補助金交付実施等によるものです。次に学校施設管理室におきましては、当初予算額30億8,049万3千円、前年度と比較して、8億8,337万5千円、40.2%の増加ですが、これは、老朽化が進んだ箕面小学校の校舎改修等によるものです。最後に、学校給食室におきましては、当初予算額15億7,923万2千円、前年度と比較して、1億4,744万1千円、10.3%の増加ですが、これは、市立小中学校・小中一貫校に在籍する児童生徒の学校給食費について、学校給食に係る家庭の経済的負担を軽減するため、令和8年度から無償化すること等に伴うものです。次に子育て関係です。子育て支援室におきましては、当初予算額40億5,950万8千円、前年度と比較して6億6,253万5千円減少ですが、これは、児童手当給付事業の減額及び物価高騰対応市緊急支援事業の終了に伴うものです。まず、児童手当給付事業については、令和6年10月からの児童手当制度の拡充に対応するため、令和7年度においては予算額に一定の余裕をもたせ計上しておりましたが、令和8年度においては令和7年度の給付実績を踏まえ、予算額を精査したことにより、前年度予算額から4億1,268万円の減額を行っています。次に、物価高騰対応市緊急支援事業については、令和7年度のみ臨時事業のため前年度予算額から本事業分2億4,193万8千円が減額となっています。なお、増額を行う事業としまして、子育てに関する相談や支援を受けられる場として、西部・中部地域に加えて東部地域においても子育て支援センターを開設するため、地域子育て支援センター運営事業において拡充分として前年度から436万2千円の増額を行っています。次に、保育幼稚園総務室におきましては、当初予算額1億7,094万5千円、前年度と比較して、3,526万円、26.0%の増加ですが、これは、令和9年4月のせいなんこども園

の開園に向け、現市立桜ヶ丘保育所施設の改修や「園務支援・登降園管理システム」の導入、備品等の調達を実施すること等に伴うものです。続いて、子どもすこやか室におきましては、当初予算額7億5,778万1千円、前年度と比較して、7,445万4千円、10.9%の増加ですが、これは、国の方針に基づき、令和8年4月から、妊娠28週から37週に至るまでの妊婦のかたを対象とし、RSウイルスワクチンの定期接種を開始すること等によるものです。次に生涯学習関係です。文化国際室におきましては、当初予算額3,450万8千円で、前年度と比較して、2,097万2千円、154.9%の増加ですが、これは、「文化・芸術のまち箕面」のブランド力をさらに高めていくため、企業版ふるさと納税による寄付金を活用し、船場において「アート・地域・まちづくり」のつながりを深める船場におけるアート×まちづくり事業の実施等によるものです。次に、保健スポーツ室におきましては、当初予算額5億8,372万7千円、前年度と比較して4億5,077万円、43.6%の減少ですが、こちらは令和7年10月に開始しました第二総合運動場の新設室内温水プールの工事が令和8年度5月末で完了見込みのためです。また、新規事業として、同じく老朽化が進む箕面市立第一総合運動場市民プールのリニューアルに係る第一市民プールリニューアル検討事業を実施し、当該事業については1,166万円の予算を増額しております。続いて、中央図書館におきましては、当初予算額1億9,396万2千円、前年度と比較して2億2,643万4千円、53.9%の減少ですが、これは令和7年度に予算を計上しておりました、図書館システム更新事業及び西南図書館省エネ改修事業が完了したためです。なお、新規事業として、令和7年の学校の夏休みの一部期間のみ行っておりました中央図書館及び東図書館の自習室開放の21時までの時間延長を通年で行うため、自習室拡充事業を実施します。当該事業については、委託料として356万2千円の予算を計上しております。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： この間、教育委員さんの間でいろいろ議論していただいたことが全部入っているかと言うと少し難しいですが、かなりの割合でしっかり予算を入れています。議会でご議決いただけましたら、我々としてはそれをしっかりとやっていくということが次の使命になりますので、よろしく願いしたいと思います。今の予算の話では出てきませんでしたが、英語の授業を見ていただいたときに、「ALTも沢山いるので、スーパーバイザーが1人だと厳しく、やはりもう1人ぐらいは必要ですよ」というご意見をいただきましたので、今、人事当局にはそれを強く申し入れており、何とか対処していただけるのではないかと考えていますことも付け加えておきたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第19号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(藤迫稔君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長(藤迫稔君) : 次に、日程第16、議案第20号「箕面市いじめ等調整委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長 : 本件は、箕面市いじめ等調整委員会委員の任期満了に伴い、引き続き委員を任命する必要性が生じたため、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例第7条第2項の規定に基づき、新たな委員の任命についてご提案するものです。

○教育長(藤迫稔君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長(藤迫稔君) : それでは、議案第20号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(藤迫稔君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長(藤迫稔君) : 次に、日程第17、議案第21号「箕面市立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長 : 本件は、箕面市立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期満了に伴い、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、新たな学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてご提案するものです。

○教育長(藤迫稔君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長(藤迫稔君) : それでは、議案第21号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(藤迫稔君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長(藤迫稔君) : 次に、日程第18、議案第22号「箕面市立保育所の保育所内科医及び保育所歯科医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長 : 本件は、箕面市立保育所の保育所内科医及び保育所歯科医の任期が令和8年3月31日で満了することに伴い、大阪府児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例第47条第1項に規定する嘱託医として、新たに保育所内科医及び保育所歯科医を委嘱するため、ご

提案するものです。

- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第 22 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 19、議案第 23 号「箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長：本件は、箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医の任期が令和 8 年 3 月 31 日で満了することに伴い、箕面市病児・病後児保育実施要綱第 10 条第 2 号及び第 3 号に規定する病児保育相談医及び病後児保育相談医を新たに委嘱するため、ご提案するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第 23 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 20、議案第 24 号「箕面市立児童発達支援センター診療所の診療所嘱託医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。
- 子ども未来創造局子どもすこやか室長：本件は、箕面市立児童発達支援センター診療所嘱託医の任期満了に伴い、リハビリテーション科に従事する医師を引き続き委嘱するため、ご提案するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第 24 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 21、議案第 25 号「箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー及び保育・幼児教育サポーター任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育・幼児教育センター長に求めます。
- 子ども未来創造局保育・幼児教育センター長：本件は、箕面市における保育・

幼児教育の質の向上に係る事業への指導及び助言等を行う箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー及び箕面市内の保育・幼児教育施設の巡回訪問等を行う保育・幼児教育サポーターの任期が令和8年3月31日で満了することに伴い、箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー等設置要綱第2条各号の規定に基づき、新たに保育・幼児教育スーパーバイザー及び保育・幼児教育サポーターを任命するため、ご提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第25号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第22、報告第4号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりご報告するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第4号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第23、報告第5号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る令和8年1月15日に開催された令和8年第1回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、ご提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第5号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認

されました。

- 教育長（藤迫稔君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等はありませんでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告等」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第24、報告第6号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席）
（報告第6号、議案第26号に係る審議）

- 教育長（藤迫稔君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案20件、報告3件は、全て議了いたしました。
- 教育長（藤迫稔君）：これをもちまして、令和8年第2回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午前11時12分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）